

4 児童相談所設置市において、法第四条の規定により、児童相談所設置市が処理する事務は、法の規定により、都道府県が処理することとされている事務とする。〔第四条関係〕

5 法附則第三条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、指定都市及び児童相談所設置市においては、指定都市又は児童相談所設置市が処理することとした。〔附則第二条関係〕

6 その他関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。〔附則第三条、第一六条関係〕

7 この政令は、一部の規定を除き、法の施行の日（平成三〇年四月一日）から施行することとした。

◇確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二九一号）（厚生労働省）

確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二八年法律第六六号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、平成三〇年五月一日とする。こととした。

◇確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（政令第二九二号）（厚生労働省）

一 確定拠出年金法施行令の一部改正関係

1 中小事業主掛金の規約承認基準等や拠出の方法について規定することとした。〔第二七条第五号、第二九条第四号及び第三五条の二関係〕

2 簡易企業型年金の掛金は定額のみ認めるととした。〔第一〇条の三関係〕

3 指定運用方法の選定及び提示に関する規約承認基準について規定することとした。〔第六八条第八号、第一三三第二項及び第二九条第五号関係〕

4 運用の方法について、商品提示数の上限を三五本とすること等を定めることとした。〔第一五五第一項、第一五五の二及び第一六一条関係〕

5 他制度間のポータビリティについて、規約記載事項や移換時の通算加入者等期間の取扱い、個人型年金加入者が他制度に移換した場合に自動的に資格を喪失すること等について

規定することとした。〔第三八条第八号、第一八七条第二項、第二二条、第二五五第二項、第二七条第八号、第三八条の三及び第四五五の三関係〕

6 確定拠出年金制度間のポータビリティについて、企業型年金加入資格喪失者に対する移換手続説明の義務化や脱退一時金支給時の手続に係る所要の改正を行うこととした。〔第四五五の四、第四六六の二第二項及び第六〇条第五項関係〕

二 確定給付企業年金法施行令の一部改正関係

1 合併等に伴う確定給付企業年金から中小企業退職金共済への資産移換の基準を整備することとした。〔第五四の八関係〕

2 合併等に伴う中小企業退職金共済から確定給付企業年金及び確定拠出年金から確定給付企業年金への資産移換の基準を整備することとした。〔第五四の九関係〕

三 中小企業退職金共済法施行令の一部改正関係

合併等に伴う確定給付企業年金又は企業型確定拠出年金から中小企業退職金共済への資産移換が行われた場合における取扱い等を定めることとした。〔第一〇条関係〕

四 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係

確定給付企業年金又は企業型確定拠出年金と厚生年金基金の双方から中小企業退職金共済への資産移換が行われた場合の掛金納付月数の通算方法を定めることとした。〔第四三三関係〕

五 所得税法施行令及び法人税法施行令の一部改正関係

確定拠出年金、確定給付企業年金及び中小企業退職金共済制度の税法上の取扱いに係る規定の整備等を行うこととした。〔所得税法施行令第六四、第六九、第八二条の三及び第一八三、二条並びに法人税法施行令第一三五条関係〕

六 資産移換及び施行前の準備に関する経過措置を定めることとした。〔第六六条及び第七七条関係〕

七 この政令は、確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二八年法律第六〇号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三〇年五月一日）から施行することとした。

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年十一月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百八十六号

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令（昭和三十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令（平成七年政令第四百八号）の一部を次のように改正する。

〔八戸市〕を「八戸市 福島市 川口市 八尾市 明石市 鳥取市 松江市」に改める。

附則

（施行期日）

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（大気汚染防止法施行令及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二十一条の規定による改正前の大気汚染防止法施行令の一部改正）

2 次に掲げる政令の規定中「川口市」及び「八尾市、明石市」を削る。

一 大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）第十三条第一項

二 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三十号）附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二十一条の規定による改正前の大気汚染防止法施行令第十三条第一項

（水質汚濁防止法施行令等の一部改正）

3 次に掲げる政令の規定中「福島市」を削る。

一 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）第十条

二 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）第十四条第二号

三 計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）別表第一第三号

四 土壌汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）第九条

総務大臣 野田 聖子
 経済産業大臣 世耕 弘成
 環境大臣 中川 雅治
 内閣総理大臣 安倍 晋三

平成二十九年十月二十一日から同月二十三日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年十一月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三